

# 広域農作業受委託に関する一考察

— 山口県の事例を中心に —

山根秀夫

## 1. はじめに

わが国の農業は個々の家族農業経営によって担われ、維持され、また継承されてきた。そこでは生産計画から、作付け、管理、収穫、調整、出荷といった全作業行程を家族農業経営を単位に完結的に遂行されてきた。しかし、第2種兼業農家が増加するなかで、農業を主とする農家は極端に減少しているが、家族を単位としての家族農業経営は多く存続している。そして、家族経営としての農家を維持させるため、自己完結的に担えなくなった諸作業を他の経営主体に代行させることで農業生産を継続させようとする農家が増加し、全国的に一般化している<sup>1)</sup>。

平成5年に施行された農業経営基盤強化促進法では、農作業の受委託について、農用地の権利委譲に到らない段階においても効率的な作業単位を形成していく手法として重要であり、効率的かつ安定的な経営体を育成していくうえでの重要な方策の一つとして把握し、農作業の受委託を組織的に促進するとしている<sup>2)</sup>。

現在、農作業の受委託が広範囲に行われている部門は水稲であり、その基幹的農作業の受委託は、農業従事者の高齢化や農業機械の更新期における買い控え等に伴って今後も増加するものと考えられている。

水稲の農作業受委託については、地域により様々な形態が存在し、受託者は、農家から、生産組織、農協、その他サービス機関等様々である。しかし、農作業の委託者が増加傾向にあるなかで、受託者を確保することが困難になっている地域もみられ、そのため、市町村を超えた広範囲での広域農作業受委託への組織的な取り組みが模索されている。

本稿では、山口市と、隣接する阿東町の間で広域農作業受委託を推進するための組織として設置されている山口・阿東広域農作業受委託連絡会を調査対象として、稲作における広域農作業受委託の現状と育成方策について若干の考察を行う。

## 2. 山口・阿東広域農作業受委託連絡会の概要

山口市及び阿東町農業の基幹作目は水稲であり、そのコスト低減と担い手不足への対応が重

要な課題となっている。

山口市と阿東町は隣接しているが、気象条件の違いから水稲の作期には違いがみられる。例えば、春作業（耕起、代かき、育苗、田植等）のうち、田植は、阿東町では5月上旬、山口市南部地区では6月中・下旬を中心に行われ、秋の収穫は、阿東町では9月上旬からであり、山口市南部地区では10月10日以降に行われるのが普通である。このような水稲作の作業実施時期の違いを利用して、山口市南部地区と阿東町の間で農業機械とオペレーターの相互派遣に取り組み、水稲作のコスト低減と、担い手不足を補完することを可能にするシステム（広域農作業受委託システム）の構築、すなわち、（ア）山口市及び阿東町における派遣可能なオペレーター（組織）の確保、（イ）山口市及び阿東町における農作業受委託量、種類、時期の調査と、相互派遣の必要量を調整、（ウ）派遣機械の種類、作業料金等の調整、等を行うためのシステムの構築と、それを推進し、調整する機関の設立が課題となっていた。

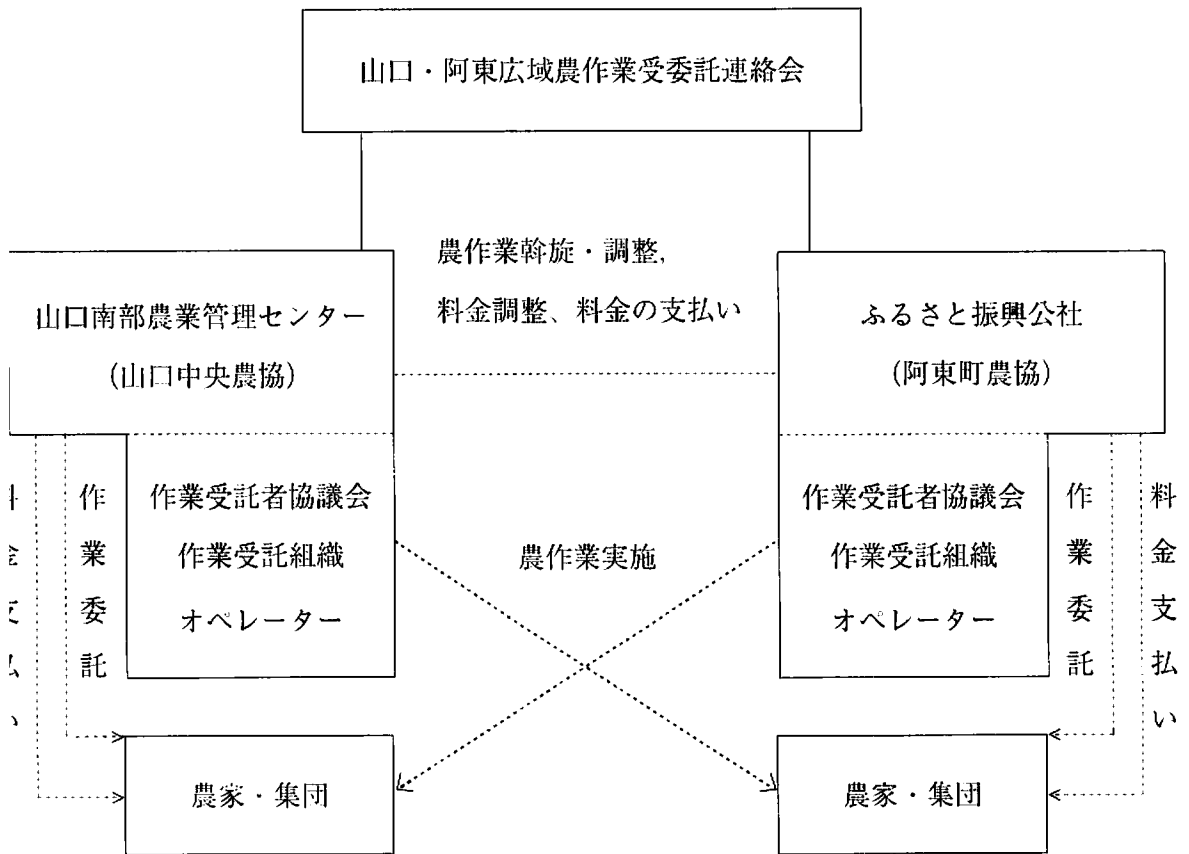


図1. 山口・阿東広域農作業受委託連絡会の組織図。

資料：山口農業普及改良センターの資料より。

そのため、山口農業改良普及センター、山口市、阿東町、山口中央農協及び阿東町農協等の関係者で構成する山口・阿東広域農作業受委託連絡準備会が平成8年7月に開催され、広域農作業受委託システムの構築と、農作業受委託に関する調査項目等についての検討が行われた。ついで、9年1月には農作業受委託の条件、今後の活動計画等に関する協議が行われた。

そして、平成9年2月に広域農作業受委託システムの構築と、それを推進、調整する機関としての山口・阿東広域農作業受委託連絡会（構成メンバーは、山口農業改良普及センター、山口市、阿東町、山口中央農協、阿東町農協、山口南部農業管理センター、阿東町ふるさと振興公社）が設立された。

### (1) 山口南部農業管理センターの概要

山口市南部地区（鑄銭司、陶、名田島、二島、嘉川及び佐山の6行政地区で形成）は、瀬戸内海に面した平野部に位置し、耕地は干拓地を中心とした農村地帯である。

農業構造は、水稲への依存度が高く、農家数の減少、兼業化の深化、農業従事者の高齢化、後継者不足等と相俟って、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

したがって、地域農業の振興を図るためには、兼業農家、高齢者農家等が一体となって農地利用の調整、農作業の受委託、機械・施設の共同利用、作付けの団地化等を推進し、地域全体として生産性の高い農業構造を構築することが課題となっている。

すなわち、稲作は、後継者不足、担い手の高齢化が深刻な問題であり、まず、「人を活かす、農地を活かす」ための新しい営農の仕組みづくりが課題となっていた。そのため、集落営農管理組織の整備、地域農業の担い手の確保、機械・施設の管理運営、土地利用調整、農作業受託組織の育成等、地域農業の仕組みづくりを「すくらむシステム」と名づけ、それを効率的に推進する組織としての山口南部農業管理センターが、平成6年に山口中央農協の名田島支所に設置された。

同管理センターの業務内容は、地域情報の収集・管理、地域営農のマネージメント（企画、実践）を行うことであり、農作業受委託の斡旋、調整は、こうした地域農業振興システムのなかの一貫として組み入れられている。

山口南部農業管理センターの活動状況は、表1の通りである。

表1. 山口南部農業管理センターの活動経過

年 月	農業管理センターの活動
平成6年2月	山口南部農業管理センターの設置
4月	マネージャーの任命
5月	カントリーエレベーターの効率的利用と運営について検討
8月	名田島地区の営農基本構想、共同利用機械の導入計画の検討
11月	農業簿記講座開設
平成7年2月	農業簿記講座、地区農業振興基本計画の検討
3月	地域農業振興基本計画の検討
4月	共同利用機械購入について協議
5月	マッピングシステムについて検討
10月	農業簿記講習、マッピングデータ入力、転作に関する協議
平成8年1月	無人ヘリ、野菜定植機の受け皿について検討
3月	無人ヘリのオペレーターの養成、確保について協議、転作計画に関する協議(営農組合長会議)
4月	マッピングシステムの可動開始
5月	無人ヘリ防除のオペレーターの養成
9月	共同利用機械の検討
11月	カントリーエレベーターの利用促進について協議
12月	マッピングシステムの利用について検討、農業簿記講習
平成9年1月	マッピングシステムの活用について検討
2月	無人ヘリ防除についての調査集計、オペレーターの養成
3月	農作業受委託に関するアンケート調査の実施
5月	農家台帳の整理、広域農作業受委託に関する協議
5～9月	地図の作成

資料：山口南部農業管理センターの資料より作成。

## (2) 阿東町ふるさと振興公社の概要

阿東町は、自然条件を活かして良質な米の生産地として農業を展開してきたが、昭和40年代から隣接する山口市及び瀬戸内沿岸の工業都市に就業の場を求めての兼業が深化し、恒常的勤務による安定兼業農家が増加するなかで、土地利用型農業を中心に担い手不足が生じている。そのため、農地の資産的保有の傾向が強いものの、安定兼業農家から規模拡大を指向する農家への農地の流動化もみられ、農業従事者の高齢化と、農業機械の更新期や世帯交代等を機会に農地の流動化がさらに進む可能性をもっている。また、個別農家の農業機械への過剰投資を抑制する気運も高まりつつあり、集落営農への取り組みのなかで、農業機械の共同利用を推進する方向を指向している。

農業生産は、ほ場整備の進捗に伴い稲作の規模拡大を指向する農家も増加傾向にある。一方、肉牛生産は、牛肉の自由化に伴って肉牛価格が低迷するという条件下にあるが、「あとう和牛の里づくり」を目指して取り組んでいる。また、準高冷地の気象条件を活かして、なし、りんご、夏秋野菜、花卉等の産地化に取り組むとともに、農畜産物の加工等による高付加価値を実現し、阿東ブランドの確立を目指して努力している。

しかし、阿東町は、過疎化への歯止めがかからず、高齢化、担い手不足が進行している。それ故、地域振興、活性化を図るためには、人口定住の促進と、基幹産業である農林業を中心に第2次及び第3次産業を含めた幅広い振興施策の展開が課題となっている。

したがって、阿東町、阿東町農協、阿東町森林組合及び阿東町商工会が一体となって、緑豊かな自然環境、準高冷地としての条件を生かした「高原のまちあとう」が発展できるよう新たな地域振興システムの構築と、それを推進するための母体としての社団法人ふるさと振興公社が平成7年に設立された。

ふるさと振興公社が行っている事業内容と活動状況は<sup>3)</sup>、次の通りである。

### 1) 農地保有化事業の推進

阿東町における耕作放棄地は、平成7年では27.9haで耕地面積の1.2%を占めている<sup>4)</sup>。そのため、阿東町農業委員会、山口県農地開発公社と連携を取りながら耕作放棄地の解消と、農地の有効利用を図るために、規模拡大を指向する農家への農地利用権の斡旋等に取り組んでいる。

平成8年には農地利用権の斡旋が8戸、8.5ha、9年には20戸、29.0ha、小作料の一括前払いが5.0ha、新規就農者のために果樹園70aを利用権設定、ほうれんそう栽培に取り組む青年に対して127a（所有者4名）の利用権を設定している。

2) 農作業受委託の斡旋事業への取り組み

阿東町、阿東町農協との連絡を図りながら、稲作の基幹的農作業（耕起、代かき、田植、収穫・調整等）の受委託を斡旋している。

平成8年には、農作業受託組織（4組織）に稲作の収穫作業96.6haを斡旋するとともに、山口・阿東広域農作業受委託連絡準備会にも参画している。9年は前年と同様に、稲作の収穫作業を123.0ha、土壌改良剤の散布を52.0ha斡旋するとともに、農作業受託組織（1組織）を育成、また、山口・阿東広域農作業受委託協議会の構成員となっており、山口市名田島地区からの農作業委託を出雲地区の出雲米・米営農組合に斡旋している。

3) 集落営農の推進

大型農業機械の共同利用、集約的な農地利用等を推進することによって、稲作のコスト低減、水田の有効利用を図ることを目的に、集落営農組織の育成に取り組んでいる。

平成8年には、集落営農を推進するために14集落を選定して集落の代表者会議を開催、また、各集落の現場において集落営農への取り組みを協議して、9年にも13集落を選定し、前年と同様に集落営農の推進に取り組んでいる。

4) 新規就農者の確保

新規就農者の確保（阿東町内外から）に取り組むとともに、新規就農者の農業研修を支援している（新規就農希望者は、平成8年には東京からのUターン31才、9年には宇部市出身の31才）。

5) 産業振興の企画

阿東町、阿東町農協、阿東町森林組合及び阿東町商工会との連携の下に、地域振興計画を立案することをふるさと振興公社の業務の一つとしている。

地域活性化推進会議（町内13名、学識経験者3名）を平成8年・9年度に開催し、町づくりについての検討を行うとともに、提案の具現化に取り組んでいる。

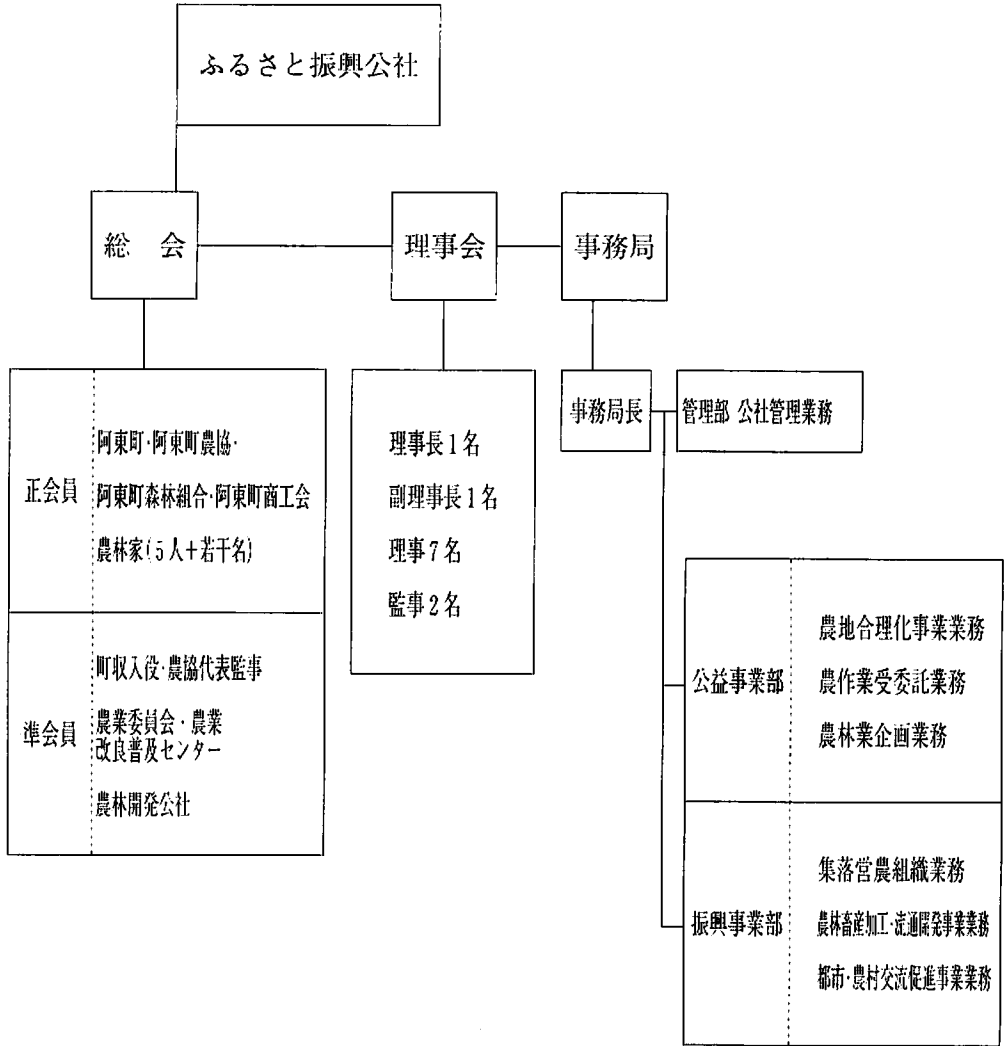


図2. ふるさと振興公社の組織図.

資料：阿東町のふるさと振興公社の資料より.

### 3. 広域農作業受委託の現状と課題

#### (1) 広域農作業受委託の現状

広域農作業受委託は、山口南部農業管理センターが平成9年に稲作の春作業を阿東町のふるさと振興公社に委託したことから始まっている。そして、農作業の委託者は、山口市名田島地区の農事組合法人名田島信託組合で、受託者は阿東町出雲地区の出雲米・米営農組合である。

山口市名田島地区は、山口市の南部、山口湾、樺野川沿いに位置している干拓地である。耕地面積（平成7年）は503ha、そのうち水田が497haで、水田率は98.7%と非常に高く、ほ場整備率は91%に達している。

農家数は昭和50年には316戸で、専兼別の構成比は、専業農家13.3%、第1種兼業農家51.1%、第2種兼業農家35.6%であったが、平成5年には農家数は264戸に減少し、専兼別の構成比は、それぞれ14.4%、22.0%、63.6%となっている。このように第1種兼業農家から第2種兼業農家へと大きく移行し、第2種兼業農家の増加に伴って、経営委託、農作業委託を指向する農家が急増している。そして、一般的には地域内で経営受託、農作業の受託が行なわれているが、受託農家、生産組織等が少ない場合には水田の遊休化が懸念されるところである。しかし、名田島地区では名田島信託組合が経営受託、農作業受託に積極的に取り組んでいるため、遊休農地はほとんど見られないのが現状である。

名田島信託組合は、農作業の共同化と農業機械の効率的利用を図ることによって、稲作の経営受託、農作業受託に積極的に取り組み、名田島地区が抱えている（ア）兼業化、高齢化による労働力不足への対応、（イ）農業機械への過剰投資の解消、（ウ）地域の農業生産の維持、という三つの課題に対応することを目的に、昭和47年に名田島請負技術信託組合として発足した。その後、施設・機械の共同利用の増進と税制上の優遇措置を考慮して農事組合法人に改組した。

名田島信託組合における経営受託、農作業受託（育苗、耕耘、田植、収穫、乾燥調整）の実績は、経営受託が、平成元年の28.0%から8年は47.3haに、また、農作業受託は、水稻の育苗が平成元年の6,636箱から8年は9,632箱に、耕耘は、平成元年の88.74haから8年は170.0haに、田植は、平成元年の30.7haから8年は45.0haに、収穫は、平成元年の33.9ha（水稻）、29.5ha（麦）から8年には51.3ha（水稻）、27.3ha（麦）に、乾燥調整は、平成元年の2,619俵（水稻）、1,315俵（麦）から8年には5,208俵（水稻）、561俵（麦）と、麦作の収穫、乾燥調整作業以外の受託量はいずれも増加している。そして、将来は経営受託を100haにまで拡大することを目標としている。

しかし、今後、名田島信託組合が経営受託、農作業受託の規模拡大に取り組むためには、保有している労働力だけで対応することは困難であり、臨時雇用を必要とするが、山口市南部地区では農業労働力の高齢化、担い手不足が進行しており、臨時雇用を確保することは困難である。

したがって、経営委託、農作業委託を指向する農家が増加するものと予想されている現状では、広域農作業受委託システムの構築と、その推進は、名田島信託組合が経営受託、農作業受託に取り組むうえで需要であり、大きく寄与するものと理解される。

山口・阿東広域農作業受委託は、平成9年の水稻の春作業から始まり、その実績は、表2の通りである。名田島信託組合が春作業を委託し、阿東町出雲の出雲米・米営農組合が受託して



いる。農作業への従事者はオペレーター男子1名と、作業員（女子）2名で、実施期間は6月3日から23日までで、従事日数は13日間である。

表2. 平成9年度の広域農作業受委託における実績

月 日 (実施期間)	委託者 (名田島信託組合)	受託者 (出雲米・米営農組合)
	作業内容	派遣人数等
6月3日～23日 (13日間)	くれ返し、代かき、水稲播種、苗管理、 苗運び、肥料運搬	オペレーター1名、作業員2名、 延べオペレーター13人役、作業員20人役

資料：平成9年の山口・阿東広域農作業受委託連絡会の総会資料より。

なお、山口・阿東広域農作業受委託連絡会が、平成9年に広域農作業受委託に対する希望についての調査を実施しているが、受委託希望者、作業名、作業機械名、作業可能面積及び時期は、表3、表4に示す通りである。

また、阿東町地福地区では、平成7年にライスセンターを導入しており、その際、ライスセンターの効率的な稼働を図るために、一部の収穫作業（約5ha）を山口市名田島地区の農事組合法人名田島信託組合に委託して行っている。

このように山口市と阿東町における水稲作の収穫時期の違いを利用して、収穫作業の受委託が行われたという実績もあり、これが山口・阿東広域農作業受委託システムづくりへの契機にもなっていると理解される。

表3. 広域農作業委託を希望する委託者と作業名等の概要

	委託希望者	作業名	作業委託 面積	時期
山口南部農業管理センター	名田島 信託組合 地域全域	耕起、くれ返し、代かき 防除(無人ヘリコプター) 麦収穫	15ha	6月1～15日(オペレーター1名) 7月下旬～8月初旬、8月15日前後 6月上旬

資料：山口・阿東広域農作業受委託連絡会の資料より作成。

表4. 広域農作業受託を希望する受託者の作業名、機械名等の概要

	受託希望者名	作業名	作業機械名	作業可能面積、時期
山口南部農業管理センター	名田島信託組合	収穫 (コンバイン)	クホタ5条(2台)	10ha, 9月15～25日
	二島東地区営農組合	耕起	トラクター(46ps)1.8m幅(1台)	10ha, 6月10日以前
		代かき	ドライブハロー(1台)2.4m幅	10ha, 〃
		田植	6条田植機(2台)肥料、農薬同時施用	10ha, 〃
		収穫	5条刈りコンバイン(1台)	10ha, 9月
阿東町ふるさと振興公社	地福受託者部会	土壌改良剤散布	トラクター(28ps), ライムソー	10ha, 11月
		田植	5条田植機, 側条施肥	10a, 5月下旬～6月
		収穫	4条グリーンタンク付きコンバイン 5条コンバイン(1台)	10ha, 10月
	出雲米・米営農組合	冬期耕起	45psトラクター(1台)	20ha, 11月20日～
		田植	6条施肥付き田植機(1台)	15ha, 5月10日～
		収穫	5条グリーンタンク付きコンバイン(2台)	20ha, 10月1日～

資料：山口・阿東広域農作業受委託連絡会の資料より作成。

## (2) 広域農作業受委託における今後の課題

山口・阿東広域農作業受委託への取り組みは、平成9年の稲作の春作業からであり、未だ日も浅く、資料不足であるが、広域農作業受委託を推進するうえでの課題を整理すると、次のようになるであろう。

### 1) 農業機械の利用調整

農家や農業生産組織が農作業を受託する目的の一つは、それが作業規模の拡大に結びつき、農業機械のコスト削減に寄与することにある。調査対象では、農作業の受託者である出雲米・米営農組合のオペレーターは、営農組合が所有する農業機械を持ち込んでの機械作業を実施しておらず、委託者である名田島信託組合が所有している農業機械を使用して機械作業を行っている。

したがって、農作業を受託したことによる農業機械の利用規模の経済性は実現されていない。今後は、受託者が所有する農業機械を利用する方向での農業機械の利用調整が必要であり、その場合、農業機械の輸送コストの負担等に係わる利用調整にも取り組むことが課題である。

## 2) 農作業マニュアルの作成

広域農作業受委託では、受託者が地域外に居住しているため、受託水田の配置等については熟知していない。したがって、委託者は委託水田の配置、場所、水利条件（水口、水尻等）、農道の幅員等に関する地図等を作成して受託者に提供することが、受託者が農作業を効率的に実施していくうえで肝要である。

## 3) 農作業の受委託条件の明確化

農作業の受委託に係わる諸条件を明確化すること、すなわち、受委託料金の設定・支払い方法、通勤費、作業内容、作業量等の受委託に係わる諸条件を、農作業の受委託が始まる前に明確にしておくことが、広域農作業受委託を効率的に行ううえで、また、受委託に係わるトラブルを回避するためにも重要である。

農作業料金をみると、山口市と阿東町ではそれぞれ標準料金が設定されており、例えば、平成9年の10a当たりの田植作業は、山口市11,100円、阿東町6,000円、収穫（コンバイン作業）は、山口市23,000円、阿東町16,500円と格差がみられる。それ故、広域農作託における受委託料金の設定は、山口・阿東広域農作業受委託連絡会が適切に調整することが肝要である。また、農作業の受委託料金は、受託者の労賃、機械の償却費等が適正に確保され、かつ、受託者、委託者双方の理解が得られるものでなくてはならないであろう。

## 4) 農作業受委託の種類と作業量の拡大

農作業の受委託は、受託者の所得確保と委託者の経営費の低減に寄与することが肝要である。それ故、受託者の所得確保に結びつくところの農作業の種類と作業量の拡大を図ることが課題であり、山口南部農業管理センター及び阿東町ふるさと振興公社が、農作業受委託の作業種類及び作業量の拡大に積極的に取り組むことが、広域農作業受委託におけるメリットを実現することになるであろう。

具体的には、次のような受委託を早急に実現すべきであろう。

### (ア) 水稲育苗の受委託への取り組み

山口市南部地区における水稲の田植は6月中下旬に行われ、阿東町の5月初旬よりも1か月以上も遅く、そのため育苗時期にはずれがみられる。この育苗時期のずれを利用して行う水稲育苗の受委託は、育苗コストの低減を図るうえでの有効な方策であり、その取り組みはすでに

始まっている。

すなわち、阿東町における水稲の育苗時期は4月上旬であり、嘉年地区では、水稲の育苗施設の導入が検討されている。一方、山口市南部地区では、平成7年に供給面積が150ha規模の山口中央農協南部育苗施設（通称、なえっこセンター）が導入されている。そのため、山口中央南部育苗施設が阿東町と山口市南部の育苗時期のずれを活かして阿東町の水稲育苗を受託することも可能である。

また、逆に、阿東町の出雲、地福、阿東地区には水稲の育苗施設が導入されており、山口市南部地区からの水稲育苗を受託することも可能である。

山口中央農協南部育苗施設で育苗した水稲苗が、阿東町での栽培に適應し、生育に支障を生じないかどうかの調査が必要であり、平成10年には阿東町農協が栽培試験に取り組んでいる。

栽培試験は、次のような条件の下で行なっている<sup>29</sup>。

- ア 育苗は山口中央農協南部育苗施設で行う。
- イ 品種はコシヒカリ
- ウ 栽培規模は、10ha（育苗箱は2,000箱）
- エ 播種は、4月13日
- オ 栽培対象地区は、出雲、篠生、地福の3地区である。

阿東町と山口中央農協南部育苗施設との間で水稲育苗の受委託を実現することができれば、阿東町における育苗施設の設置に対する過剰投資を回避することが可能となるであろう。一方、山口中央農協南部育苗施設で水稲育苗を受託することは、育苗施設における運営コストの低減に結びつくことになる。

なお、水稲育苗の受委託を実施する場合には、次のような諸条件を前以て設定しておくことが必要であり、諸条件を設定するうえでの調整に、山口・阿東広域農作業受委託連絡会が果たす役割は大きいものと理解される。

- ア 水稲育苗に必要な種子、育苗箱、育苗培土、肥料等を、委託者、受託者のどちらが用意するかを前以て決めておくこと。
- イ 水稲苗の1箱の料金を設定すること。
- ウ 水稲苗の運搬を委託者が受託者のどちらが担当するか、等を設定しておく必要がある。

#### （イ）水稲作の収穫・調整作業の受委託への取り組み

水稲の収穫・調整作業は、阿東町では9月上旬から、山口市南部地区では10月10日頃から始まり、約1か月の時期的なずれがある。前述の表3、表4からも明らかなように、山口市南部地区、阿東町はともに収穫作業を希望する受託者が存在している。したがって、現在取り組んでいる春作業と同じように収穫・調整作業の受委託への取り組みも可能であると理解される。

水稲作におけるコスト低減、担い手不足への対応策として、今後、取り組む課題であろう。

#### 5) 農作業受委託の実施に係わる連絡強化

広域農作業受委託への取り組みは、委託者、受託者の双方に農作業受委託のメリットをもたらすことが、それを維持、継続していくうえで重要である。そのためにも広域農作業受委託連絡会の構成員で、農作業受委託の実質的な調整機関である山口南部農業管理センターと阿東町ふるさと振興公社が、農作業受委託に取り組むうえでの詳細な情報交換を行うことが、広域農作業受委託を合理的に推進するうえでの課題である。

### 4. まとめ 一広域農作業受委託の成立と行政及び農協の役割一

農業を取り巻く経済情勢の変化と、家族農業経営の変容によって、高齢・兼業農家を中心に水稲作の継続が困難となった農家が増加している。すなわち、兼業の深化、後継者不在で、農業労働力が量的質的に脆弱化している農家の増加に伴って、農業経営は種々なかたちでの外部依存を強め、経営委託、農作業委託を指向する農家が増加している。しかし、経営委託や農作業委託の受託者としての農家や農業生産組織がほとんど存在していないような地域も存在し、これらの地域では耕作放棄地が増加するという状況が広範囲に存在している。

農作業受委託は、単に農業構造の変化の動向との関連だけではなく、地域農業や農地の維持、有効利用の問題と関連づけ、評価する視点も必要となっており、農作業の受委託が市町村を超えて広域的に行われることは、地域農業の振興、農地の維持と有効利用を図るうえでの方策の一つとなるであろう。そのためにも、市町村、農業改良普及センター、農協等の農業関係機関が、コーディネートするところの広域農作業受委託システムを構築し、それを推進、調整していくことが地域農業を維持するうえでの課題であろう。

農作業受委託が成立するためには、受委託料金等の諸条件が適正に設定され、委託者、受託者双方の理解が得られることが肝要である。広域農作業受委託に取り組む場合、委託者と受託者が距離的にも離れていること、また、受委託に係わる諸条件を当事者間で設定することは難しいと考えられる。したがって、農作業受委託に係わる諸条件等を調整して、広域農作業受委託を推進するためには、広域農作業受委託システムを構築し、その推進と調整の役割を果たすところの調整機関を必要とするであろう。

とくに、広域農作業受委託を推進する調整機関としての山口・阿東広域農作業受委託連絡会の構成員のうち、山口農業改良普及センター、山口中央農協（南部農業管理センター）、阿東町農協（ふるさと振興公社）が、広域農作業受委託システムの構築と推進に指導的な役割を果たしている。

- そして、これらの調整機関が広域農作業受委託を推進するうえで取り組むべきことは、
- ア 農作業の委託の申し込みの受け付けと、受託者の掘り起こしを行い、農作業の受委託の斡旋と調整を行うこと。
  - イ 農作業の受委託料金等の諸条件の設定と調整を行うこと。
  - ウ 農作業の受委託の実施に伴って発生する諸問題の調整を行うこと。
  - エ 農協が施設・機械を用意して受託者にリースすることも、広域農作業受委託を推進するうえでの課題である。
  - オ 労災保険への加入を指導するとともに、事務的な処理を担当する。等であると理解される。

- 註1) 高橋正郎：「農村のリーダーはどこに」大内力編、『農業担い手の光と影』、農林統計協会、1992年、pp.100～101.
- 2) 大山文郎：「農作業受委託料金の適正化のために」、『農政調査時報』、第454号、1994年、p. 1.
- 3) 阿東町ふるさと振興公社の資料、聞き取り調査.
- 4) 1995年の農林業センサスの数値.
- 5) 山口農業改良普及センターで聞き取り調査した.